# 広報こしじ

第52号
新潟県三島郡
発行所　越路町役場
電話来迎寺局（代）300番
印刷所　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目

今月の主要記事

▽住民基本台帳と選挙権の行使
▽成人病検診について
▽事業所統計調査について
▽町内事業所見学実施

**44年5月の人口動態**

住民基本台帳人口（5月末日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 世帯数 | | 2,956 |
| 人口 | | 14,095人 |
| 内訳 | 男 | 6,831人 |
| | 女 | 7,264人 |

5月の住民移動状況

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 出生数 | 15人 | | 死亡数 | 13人 | |
| 内訳 | 男 | 7人 | 内訳 | 男 | 7人 |
| | 女 | 8人 | | 女 | 6人 |
| 転入数 | 30人 | | 転出数 | 52人 | |
| 内訳 | 男 | 12人 | 内訳 | 男 | 26人 |
| | 女 | 18人 | | 女 | 26人 |

## 住民基本台帳と選挙権の行使

今回、住民基本台帳と選挙人名簿との統一的運用が実現することになりました。

住民基本台帳は、これ一つで住民の居住関係を明らかにして、義務教育とか国民健康保険とか国民年金その他住民に関するサービス業務の基礎にしようというものです。もとより住民の届出も簡素化されたことはいうまでもありません。

さて、こういう制度になると、今度は住民の方々に正確な届出をして貰わないと大変困ったことになってしまいます。

町役場でもただ安閑と届出をまっているのではなしに、住民基本台帳を正確なものにしようと努力することは勿論ですが、住民も住民基本台帳に、正確に、もれなく記録されるようにしておかないと、自分の正しい権利が使えなくなることに注意しておいていただきたいのです。

例えば、この七月二十日から実施される公職選挙法の改正の場合がそうです。

今までは、住民基本台帳の届出はしなくても、選挙権があって三ケ月以上住んでいればその市町村で選挙人名簿の登録申出をして登録を受け、投票することができました。しかし、今後は、住民基本台帳と選挙人名簿とが完全に統一的に運用されることとなったので、**住民基本台帳に三ケ月以上記録されていて選挙権があれば、毎年九月の登録期又は選挙のあるときには、だまっていても選挙人名簿に登録され、投票ができることになりました。そのかわり、住民基本台帳に記録されていないと、たとえ選挙権があってどんなに永く住んでいても選挙人名簿には登録されず、選挙のときに投票することができません。**つまり、国政参加の大切な権利を行使するには、何よりも先ず、われわれが住民として正しく住民基本台帳に記録されていなければならないことになったということです。

新しい制度の住民基本台帳が正確なものになるようご協力をお願いします。

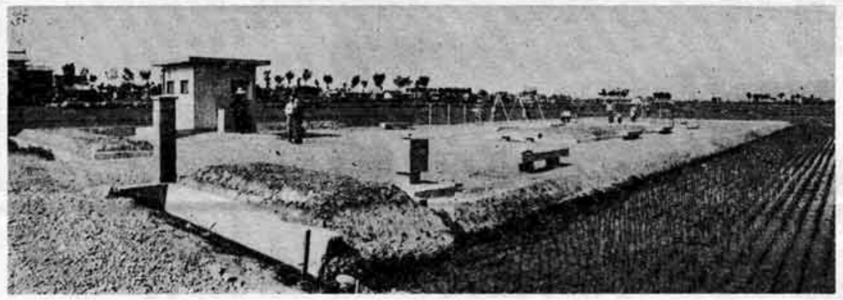

### 来迎寺部落に児童遊園誕生

児童を交通災害から守るとともに、健全な遊び場として、地区住民の土地提供により昨年12月着工した来迎寺児童遊園がこのほど完成し、児童たちに喜ばれています。

敷地面積　10アール　総事業費　160万円　施工　大平組

## 選挙人名簿の登録方法変わる

…こうして権利を守ろう…

**問**　今度選挙人名簿登録の方法が変ったそうですが、どうかわったんでしょうか

**答**　大まかにいいますと、今までは住民基本台帳にのっていなくても選挙管理委員会に申し出て登録されていたのですが、今後は、住民基本台帳に三カ月以上記録されているものが選挙人名簿に登録されることになります。**住民基本台帳にのっていなければ、住所があっても二十才以上になっていても**選挙人名簿に登録されません。

**問**　ほかの町や村に住所を移転した場合の選挙人名簿への登録手続きはどうすればよいでしょうか。

**答**　住民基本台帳の転入手続きをしておけば、三カ月経って登録の時期がくれば自動的に選挙人名簿に登録されます。

**問**　新成人の登録はどうなりますか。

**答**　新しく満二十才になった者が住んでいる市区町村の住民基本台帳に三カ月以上記録されていれば、自動的に選挙人名簿に登録されます。

**問**　今まである町に住んでいて選挙人名簿に登録されていたが、住民基本台帳には記録されていなかったという人もいると思いますが、こんな人はどうなるのでしょうか。

**答**　ここが一番注意していただきたいのですが、そういう人は、**七月二十日に選挙人名簿から落されてしまいますので、いますぐに住民基本台帳への記録の手続きをしてください。**

なお、落されてから手続きをしても、それから三カ月経った後にくる選挙人名簿登録の時期までは登録されないことになりますので注意してください。

**問**　選挙人名簿の登録はいつ行われますか。

**答**　毎年**九月一日**現在で登録資格を有する者（満二十才以上で、三カ月の住所要件を満たし、かつ選挙権を停止されていない者）について九月十日に**定時登録**を、選挙の行われる際は、別に基準日を定めて**選挙時登録**を行ないますが、このほかこれらの登録の際登録すべきだったのに登録しなかったという場合に選挙管理委員会がその事実を知ったときに**補正登録**を行ないます。

**問**　自分が選挙人名簿に登録されたかどうかを知るにはどうすればよいでしょうか。

**答**　定時登録の場合には、九月十一日から十五日までの間に、選挙時登録の場合は、選挙管理委員会が定める時期に**縦覧期間**があり、補正登録については登録後直ちに告示されるのでその際しらべればわかります。

なお、一般にしらべる必要のある場合には、常時（主として選挙期間中を除きますが）選挙管理委員会で名簿の**閲覧**ができます。

**問**　縦覧したところ登録資格があるのに登録されていない場合の方法は？

**答**　縦覧期間内に選挙管理委員会に文書で異議の申出をしてください。

**問**　ある町から転出した場合には、すぐ選挙人名簿から消されてしまいますか。

**答**　選挙人名簿にのっている人が死んだり、日本の国籍を失ったり、あるいは、まちがってのっていたという場合には、すぐ消されますが、転出した場合には、転入した先の選挙人名簿にのるまですくなくとも三カ月かかる関係もあって、前住所地では四カ月たつまで消されません。

（この記事は「私たちの広場」から転載）

### 「私たちの広場」から

**テレビのスポット**

（アナウンス）

**選挙人名簿**は住民基本台帳をもとに作成します

「選挙人名簿の登録の方法がかわりました」

7月20日からは，住民基本台帳にのっていない人は登録ができません。

あなたの名前は住民基本台帳に載っていますか

今，選挙人名簿に登録されている人でも，住民基本台帳にのっていないと名簿から落とされます。

**選挙人名簿**のもとになる**住民基本台帳**は市（区）役所・町村役場でお確かめ下さい　自治省

まだ，住民基本台帳にのっていない人，住所をかわって届け出をしていない人は，すぐに市町村役場に届け出て下さい。

## 〃成人病検診月間〃

### 脳卒中予防対策の推進

日本人の主な死因を見ますと脳卒中・がん・心臓病となって、これらの病気はどれも四〇才ごろから特別に多くなるので成人病と総称されております。

越路町もこれらの成人病の死亡率が高く、しかも死亡者は社会生活において柱石となっている年令層に多くその損失は甚大なものがあります。

このような現状にかんがみ七月を〃成人病検診月間〃とし脳卒中予防検診、胃がん、子宮がん検診、結核検診を実施いたします。

どんな病気でもそうですが、とくに成人病は早く見つけて正しい手当と生活をすることが重要なのです是非この機会に検診を受け成人病について正しい知識を身につけそれを実際の生活に応用することが、これらの病気から一歩でも遠ざかる道の出発点であります。

そこで厚生省では今年から三ケ年計画で脳卒中の予防対策としてあらたに脳卒中死亡率の高い市町村を選定し、社会的、経済的に影響の甚大な四〇才～六四才の者を対象として脳卒中による死亡の半減を目標に集団検診の実施を総合的に推進し、高血圧症者等の発見につとめ、これらに対し受療の勧奨及び健康管理を実施し脳卒中による被害を防止し健康保持、増進を目的とする検診で越路町がこの〃脳卒中予防特別対策〃の実施地区に選定され別記日程で実施しますので該当者（四〇～六四才で十人以上の職場に勤めていない方）は必ず受診下さい。

検診内容は、問診、血圧測定、尿検査で血圧の高い方は心電図検査と眼底検査を実施します料金は無料です。

### 「事業所統計調査のお願い」

七月一日から全国いっせいに事業所統計調査を行っております。この調査は国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な統計調査で、事業所、工場、営業所、飲食店、旅館、映画館をはじめ駅、学校、病院、神社、寺院にいたるまであらゆる種類の事業所について経営組織、事業内容や従業者数などを調べ都道府県、市区町村ごとの事業所数、従業者数の規模やその産業構成を明らかにするもので、いわば日本の産業の見取図を作る統計調査です。この調査から作られる統計は国、都道府県や市区町村での経済政策、地域開発計画、都市計画、国民所得の推計、地方交付金の算定などのために欠くことのできない基本的な資料として使用されます。調査にあたっては県知事によって任命された調査員（杉浅勇吉、岡村峯吉、平石宏、駒村裕子、中静俊之、中村金一、大橋吉之助、大石重信、丸山勝義、小林妙子）が皆さんの事業所へ伺って調査票の記入をお願いしますのでお忙しいところ恐縮ですがこの調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願いします。

なお提出された調査票を統計以外の目的、たとえば徴税その他皆さんの不利益になることに使用することや、この調査に従事する者が職務上知り得た秘密を他にもらすことは法律で固く禁じられていますので秘密は厳守されます。

### 健康あんない

次の日程で、成人病検診及び母子検診を実施いたしますので最寄りの会場で受診下さい。

**子宮がん検診**

| 検診会場 | 検診月日 | 時間 | 対象者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 浦校舎 | 7.9 | 9～12 | 35才以上 | 浦、神谷、中之島 |
| 岩田公民館 | 7.10 | 9～12 | 〃 | 岩塚地区 |
| 塚山中学校 | 7.11 | 9～12 | 〃 | 塚山地区 |
| 越路町役場 | 9.19 | 9～12 | 〃 | 来迎寺、朝日、石津地区 |

**胃がん検診**

| 検診会場 | 検診月日 | 時間 | 対象者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 越路町役場 | 7.15 | 8～12 | 申込みによる | 来迎寺、朝日、石津 |
| 神谷公民館 | 7.16 | 8～12 | | 浦、神谷、中之島 |
| 岩塚小学校 | 7.17 | 8～12 | | 飯塚、沢下条 |
| 塚山中学校 | 7.18 | 8～12 | | 塚野山、小坂、西谷 |
| 不動沢公民館 | 7.19 | 8～12 | | 東谷、岩田、不動沢 |

**母子検診**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町役場 | 8月1日 | 9.30～15.00 | 妊婦検診 |
| 〃 | 8月4日 | 〃 | 乳児検診 |
| 塚野山公民館 | 8月5日 | 13.30～15.00 | 〃 |
| 岩田公民館 | 8月6日 | 〃 | 〃 |
| 越路町役場 | 8月7日 | 9.30～15.00 | 幼児検診 |
| 岩田公民館 | 8月8日 | 13.30～15.00 | 〃 |
| 塚野山公民館 | 8月11日 | 〃 | 〃 |

**結核検診（一般）**

| 会場名 | X線実施月日 | 時間 | 実施月日 ツ反 | 実施月日 BCG | 時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 浦校舎 | 7.21 | 9.30～3.30 | 7.21 | 7.23 | 1.30～3.30 |
| 中野島校舎 | 7.22 | 9.30～11.30 | 7.22 | 7.24 | 9.30～11.30 |
| 西谷公民館 | 7.22 | 1.30～3.30 | 7.22 | 7.24 | 1.30～3.30 |
| 石津校舎 | 7.23 | 9.30～11.30 | 7.23 | 7.25 | 9.30～11.30 |
| 飯塚公民館 | 7.23 | 1.30～3.30 | 7.23 | 7.25 | 1.30～3.30 |
| 岩田公民館 | 7.24 | 9.30～3.30 | 7.24 | 7.26 | 1.30～3.30 |
| 神谷校舎 | 7.28 | 9.30～11.00 | 7.28 | 7.30 | 9.30～11.00 |
| 不動沢公民館 | 7.28 | 1.30～3.30 | 7.28 | 7.30 | 1.30～3.30 |
| 朝日公民館 | 7.29 | 9.30～11.00 | 7.29 | 7.31 | 9.30～11.00 |
| 菅沼公民館 | 7.29 | 1.30～3.00 | 7.29 | 7.31 | 1.30～3.00 |
| 小坂公民館 | 7.30 | 1.30～3.00 | 7.30 | 8.1 | 1.30～3.00 |
| 東谷小学校 | 7.31 | 1.30～3.00 | 7.31 | 8.2 | 1.30～3.00 |
| 塚山中学校 | 8.1 | 9.30～11.30 | 8.4 | 8.6 | 1.30～3.30 |
| 飯塚児童館 | 8.1 | 1.30～3.00 | 8.5 | 8.7 | 1.30～3.00 |
| 来迎寺校舎 | 8.2 | 9.30～3.00 | 8.2 | 8.4 | 9.30～12.00 |

**脳卒中（血圧・尿）**

| 検診会場 | 検診月日 | 時間 | 対象者 |
|---|---|---|---|
| 浦校舎 | 6.30 / 7.1 | 10.00～3.30 / 10.00～12.00 | 40才～64才 |
| 神谷公民館 | 7.1 | 1.30～3.30 | |
| 来迎寺校舎 | 7.3 | 10.00～3.30 | |
| 西野区事務所 | 7.2 | 10.00～3.30 | |
| 石津校舎 | 7.4 | 10.00～3.30 | |
| 東谷小学校 | 7.7 | 1.30～3.30 | |
| 不動沢公民館 | 7.7 | 10.00～12.00 | |
| 岩田公民館 | 7.8 | 10.00～3.30 | |
| 飯塚公民館 | 7.14 / 7.15 | 10.00～3.30 / 10.00～12.00 | |
| 沢下条公民館 | 7.15 | 1.30～3.30 | |
| 塚野山公民館 | 7.16 | 10.00～3.30 | |
| 西谷公民館 | 7.17 | 10.00～3.30 | |
| 小坂公民館 | 7.18 | 1.30～3.30 | |
| 菅沼公民館 | 7.18 | 10.00～12.00 | |



## 町内事業所見学

# 雇用促進協議会主催で実施

### 〃躍進を続ける越路町産業界〃

商工会法人部は越路町産業の中核をなす、製造部門六社と建設部門三社で結成されておる。加盟九社の年間生産額は現在四十億円です。さらに増設計画が各社毎に立てられており、昭和四十六年には年間五十五億円を目標に躍進を続けておる。

**〃雇用促進協議会の結成〃**

こうした飛躍的発展の原動力は各社経営陣の敏腕によることはもちろんだが、優秀な従業員があったからである。

経営者が自信をもって拡張計画を進めておるのは今後とも優秀な社員の入社が期待されるからである。そこで商工会法人部・（朝日酒造株式会社・岩塚製菓株式会社・株式会社大石組・株式会社大平組・越路縫製株式会社・新栄ニット株式会社・株式会社西脇砂利店・美峰酒類株式会社新潟工場・株式会社ヨネヤマ・ラケット）の九社と町内の高校・中学校・町役場・商工会を加えて長岡公共職業安定所の指導により越路町雇用促進協議会を結成した。

**〃事業所見学の実施〃**

雇用促進協議会では若人の企業認識を深めるため、求人パンフレット及び事業所紹介等を共同印刷し、マイクロバス五台を各社よりチャーターして6月17日より4日間にわたり、越路中学・塚山中学・長岡高校越路分校・小国農高の三年生四百四十名の事業所見学を行なって企業の実態を理解してもらった。今後は婦人団体にも呼びかけて工場見学を実施する計画を進めておる。

企業が発展するためには若い社員が確保されなければなりません。

各企業とも工場拡張を行って増産計画を立てており、昭和四十五年春の卒業生を四百十名も募集しております。

工場見学が少しでも役立てばと願っております。

工場見学をした生徒の感想文の一部を紹介します。

事業所見学へ出発

**〃生徒の感想文〃**　鷲頭生

僕達は、就職のため、また越路町の産業を知るために、先生から体育館で講座を開き、越路町の産業を内容的に知り、目で確認するため工場見学に行った。

各社ではマイクロバスを5台も出して、僕達を送り迎えしてくれた。

工場見学の後、今まで越路町の産業を僕は軽くみていたと思った。こんな町で産業が発達するはずがないという悪い先入観が僕の頭に入りこんでいた。しかし今はちがう、こんなすばらしい産業をいくつももつ越路町はたいへんすばらしいと思う。

これらの工場も、それぞれ拡張する計画がされていた。ますます発展するだろう。

僕は郷土、越路町の産業について考えを改めようと思う。

T・K生

越路に生まれて、越路で育った私。町の産業がこんなにすばらしいものだったとは、いがいというより感激した。

産業というものに関心をもたなかった私は反省した。

私達は、このすばらしい発達した越路の産業を、もっともっと拡げなければならない。それには私達一人一人が町の産業発展のためにつくすことだと思った。

## 農事作業メモ

### 穂肥になぜカリが必要か!!

穂肥にチッソが必要なことは、すでにみんなが知っています。

最近カリもほどこすようになってきました。なぜ穂肥にカリが必要か。稲にはカリのほうがチッソより多く含まれているが一般に土や用水に含まれているのでカリの効果はチッソより明らかでありませんでした。穂肥の効果もチッソの場合ほどはっきりしないことが多い。

では、稲の生育時期のうち、どの期間にカリが必要なのか。それは、稲の幼穂形成期です。穂には穂首節があって、そこから枝がでて、それにモミがつく。

このモミのつく枝を枝梗といいます。穂首節から、直接分枝したものを一次枝梗といいこの一次枝梗の数がカリ欠乏によって減っていく。枝梗が一本減ることは、枝梗につくモミの数が減る。つまり枝梗は、幼穂形成期に分化するから穂肥の時期にカリをほどこすことは大きな効果がありますしかもチッソをほどこす同じ時期です。

### 農薬の使用にご注意

農薬の中には散布したのち農作物に微量残留し、それを食べることにより体内にじょじょに蓄積され健康を害する恐れのあるものもあります。

厚生省は、国民の健康を守るため、食品衛生法にもとづき果実や野菜に残留する農薬の許容量をきめ、許容量をこえた果実を野菜を販売することができなくなっています。自家消費用も同じこととなるので次の果実、野菜の使用農薬については充分注意してください。

ブドウ・キュウリ・トマトに対するBHC・DDT・パラチオン・ひ素・鉛系の農薬は次のとおりとなります。

| 農薬名 | 作物 | 栽培法 | 使用基準 収穫前使用禁止期間 | 使用基準 使用回数制限 |
|---|---|---|---|---|
| BHCを含有する製剤 | ぶどう | | 7日間 | 5回以内 |
| | きゅうり | 露地 / 施設 | 3日間 / 7日間 | |
| | トマト | 露地 / 施設 | 7日間 / 21日間 | |
| DDTを含有する製剤 | ぶどう | | 90日間 | |
| | きゅうり / トマト | | 使用しない | |
| ひ酸鉛 / ひ酸石灰 / ひ酸石灰粉剤 | ぶどう | | 使用しない | |
| | きゅうり / トマト | | 開花始め以後は使用しない | |
| 有機ひ素化合物を含有する製剤 | ぶどう / きゅうり / トマト | | 10日間 / 7日間 / 14日間 | 開花後3回以内 / 5回以内 |

### 施設へ、おむつ六百枚贈る

—来迎寺婦人会の活動—

広報「こしじ」に掲載した施設へおむつを贈る運動に参加して、来迎寺部落婦人会代表関トキさんは、会員の協力を得て町社協へおむつ六百枚の寄贈を申込まれました。

町社協では早速福祉事務所と協議のうえ、県立はまぐみ学園へ贈ることとなり、去る五月二十日、役員とともに持参し、園長の案内で同施設を視察しました。

現在同園には二十名以上、常時おむつを必要とする重症児が入所しており、「何より有難い贈りもの」と、感謝のことばがおくられました。

なおこのほか、神谷の一婦人から名をかくしての寄贈がありました。

### 就職希望者のための〃就職資料コーナー〃開設

長岡公共職業安定所

○就職にはどんなことに注意したらよいか
○どんな求人が申込まれているだろうか
○パートの求人はどんなのがあるだろうか

などと考えておられる方方のために所内にセルフ方式のコーナーを開設し、就職についてのいろいろな資料や求人個票を整備しました。午前八時半から午後五時まで自由に利用できますので、どうぞ、お気軽にご来所、ご利用下さい。

**失業保険は**
**働いたら必ず申告して正しい受給をいたしましょう**
長岡公共職業安定所

### 妊婦さん ミルクをどうぞ!

健康な子を生み健康に育てることの基盤である母性の保護及び乳幼児の健康の保持増進は、母子保健の基本的な考えであり、これに伴う栄養改善指導の一環として、妊産婦及び乳幼児に対してその栄養の強化のため四十一年度から牛乳、ミルクを無償で支給して来ました。

しかし妊娠届が遅れ支給期間が短縮される方もありますので速かに母子手帳を受け母子保健の向上に努めて下さい。

牛乳、ミルクの無償支給はA・B・C階層（均等割以下）は妊婦六カ月産婦三カ月乳児九カ月、D階層（均等割以上）は妊娠後期四カ月となっておりますので対象者は妊娠届とともに申請して下さい。

### みんなのわたしの国民年金（8）

### 国民年金一問一答

**その一**

**問**　「掛金をしていなくても七十才になれば誰でも『としより年金』をもらえると聞いているが、間違いありませんか？」

**答**　「そうではありません。〃としよりの年金〃が出るのは、原則として明治四十四年四月一日以前に生まれた方で、本人なり家族の所得が一定基準以下の方に限られています。それ以後に生まれた方は、年金に加入して掛金をしていなければ、年をとってもあなたにだけ老令年金が支給されないということになります。」

**その二**

**問**　「夫が軍人恩給をもらっていると、妻の老令年金が減額されたり全然支給されなくなったりすると聞いていますが、そうだとすると毎月掛金するのも意味がないように思われますが間違いありませんか。」

**答**　「そうではありません。毎月掛金を納めている方の年金は、本人や家族の収入には一切関係なく全額支給されます。もちろん夫の恩給や会社からの退職年金も額のいかんを問わず問題になりませんから年金の支給を楽しみに掛金を続けていただきたいと思います。」

**その三**

**問**　「四十年掛金をした場合老令年金は月八千円支給されると聞いていますが現在はいいとして、遠い将来物価が値上りして八千円では意味のない額になってしまうのではないかと思われますがどうでしょうか」

**答**　「ご心配はごもっともですが年金の支給額は、物価の値上りや生活水準の向上に従って五年ごとに改訂されることになっています。昭和四十一年の改訂で各年金の支給額が二倍半から三倍に増額されたことは皆さんもご存知のことと思いますが昭和四十五年七月の改定でさらに増額が予定されております。老令年金の場合、四十年掛金された方は年間一五万三千六百円、月一万二千八百円となります。」

### ワンチャン買います

**一匹三〇〇円也!**

小千谷市で野犬により老女が重傷したニュースがありましたが最近特に狂暴性をおび咬傷事件、作物家畜等の被害の続出が目立っております。そこで野犬、不用犬の買上げを下記のとおり実施しますので町民各位の積極的なご協力をお願い致します。

期日　七月十八日（金）
岩野区事務所10時～10時半
神谷区事務所11時～11時半
飯塚消防小屋1時～1時半
塚野山公民館2時～2時半
役場9時～3時

指定した場所までつかまえてこられた方に報償金一匹三〇〇円（仔犬一〇〇円）を差し上げます。

### 活発な老人クラブ活動

町内には現在二十七の老人クラブがあってそれぞれ自主的に活動しています。六月十日、それらの役員約六十名が来迎寺安浄寺住職安原晃氏を講師に、三古社会福祉事務所長を招いて役場において研修会を開催しました。

百歳まで生きようと、懇親会では飛び入りの歌もでて役場職員心づくしの踊りに花をそえてなかなかの盛会でした。

老人クラブ役員研修会

## ＝お知らせ＝

**■商工業者に運転資金を融資します**

越路町地方産業育成資金を次の要領で融資いたします。希望者は商工会か役場商工係に申込みして下さい

一、融資限度額　三十万円
二、融資期間　六カ月以内
三、金利　日歩二銭二厘（年利八分）
四、金融機関　北越銀行　長岡信用組合

**■新潟県警察官募集**

あなたの力を社会悪に立向かうための力にしませんか。

採用予定人員　百四十人
受験資格　十八才以上二十六才未満の男子
受付期間　八月二十九日まで
試験日　八月三十一日
試験地　新潟市、長岡市
給与　大学卒採用時　本俸二九、五五〇円
高校卒　採用時本俸二三、九一〇円その他手当あり
問合わせ先、県警本部警務課または県内警察署

**■簡易保険巡回診療実施のご案内**

塚山郵便局では簡易保険加入者の健康増進とサービスをかねて、巡回診療を行なうことになりました。

なお当日簡易保険相談所を開いて皆様方のご利用をお待ち致しております。

日時　七月十日　午前九時－午後四時
場所　塚野山区事務所（旧役場支所）

**■交通災害共済加入について**

昭和四十四年度新潟県交通災害共済部落別加入率は別表の通りですが。加入は何時でもできます。みんなそろって加入しましょう。

（加入率は五月末現在）

| 部落 | 加入者（人） | 加入率（%） |
|---|---|---|
| 岩野 | [illegible] | [illegible] |
| 仲島 | [illegible] | [illegible] |
| 釜ケ島 | [illegible] | [illegible] |
| 浦 | [illegible] | [illegible] |
| 神谷 | [illegible] | [illegible] |
| 中島 | [illegible] | [illegible] |
| 篠花 | [illegible] | [illegible] |
| 飯島 | [illegible] | [illegible] |
| 西野 | [illegible] | [illegible] |
| 中沢 | [illegible] | [illegible] |
| 来迎寺 | [illegible] | [illegible] |
| 朝日 | [illegible] | [illegible] |
| 沢下条 | [illegible] | [illegible] |
| 飯塚 | [illegible] | [illegible] |
| 岩田 | [illegible] | [illegible] |
| 不動沢 | [illegible] | [illegible] |
| 東谷 | [illegible] | [illegible] |
| 西谷 | [illegible] | [illegible] |
| 塚野山 | [illegible] | [illegible] |
| 小坂 | [illegible] | [illegible] |
| 菅沼 | [illegible] | [illegible] |
| 計 | [illegible] | [illegible] |

**■お知らせください　防犯灯の故障**

町を明るくし犯罪のない町をつくるため、昨年から町と防犯組合が協力して計画的に部落間の防犯灯（街灯）を設置しています。

防犯灯の設置は原則として駅を中心に受益の度合を考え順次計画的に拡大して行くことになっています。

防犯灯の故障を発見された人は近くの部落総代（防犯組合支部長）又は役場の総務課にお知らせください